

第九十八回国 参議院 社会労働委員会 會議録 第二号

昭和五十八年二月十六日(水曜日)

午後零時三十分開会

本日の會議に付した案件
○連合審査会に関する件
○参考人の出席要求に関する件

委員の異動

二月十日

辞任

関口 惠造君

補欠選任

嶋崎 均君

二月十四日

辞任

嶋崎 均君

補欠選任

関口 惠造君

出席者は左のとおり。

委員長

目黒今朝次郎君

理事

田中 正巳君

村上 正邦君

対馬 孝且君

渡部 通子君

石本 茂君

佐々木 満君

斎藤 十朗君

関口 惠造君

福島 茂夫君

本岡 昭次君

和田 静夫君

中野 鉄造君

杏脱タケ子君

藤井 恒男君

山田耕三郎君

事務局側

常任委員会専門員 今藤 省三君

○委員長(目黒今朝次郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

高輪化社会への対応策に関する件について、内閣委員会及び地方行政委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さより決定いたします。

また、大蔵委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さより決定いたします。

なお、連合審査会は来る二月二十二日午前十時開会いたしと存じます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 次に、連合審査会における参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

高輪化社会への対応策に関する件の調査のため、来る二月二十二日の連合審査会に、厚生省人口問題研究所所長岡崎陽一君、上智大学教授小路男君、千葉大学教授地主重美君、中央大学教授丸尾直美君及び日本団体生命保険株式会社取締役村上清君を参考人として出席を求めたいと存じま

すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さより決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

二月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第五号)(第六号)(第七号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第八号)(第二〇号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第二一号)(第二二号)

一、じん肺法改正に関する請願(第二五号)

一、障害児者の職業訓練の場及び職業の保障等に関する請願(第二六号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第三〇号)(第三一号)(第三二号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第三三号)(第六二号)

一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願(第六五号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第六七号)(第六八号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第六九号)

一、学童保育制度の確立に関する請願(第七六号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)

一、じん肺法改正に関する請願(第八〇号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第八三号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第八四号)(第八五号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第九一号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一五二号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一五六号)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第一五八号)

一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願(第一六一号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一六二号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一六三号)(第一六九号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第一七五号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一八二号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一八三号)

一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願(第一八四号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一八五号)(第一八六号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一八八号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九二号)

第五号 昭和五十七年十二月二十八日受理

保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四 社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国保育協議会内 王藤峰俊 外

二千五百五十三名

紹介議員 松尾 官平君

乳幼児が健全に成長するうえで必要な保育所の制度を一層充実するため、次の事項の実現を図りたい。

- 一、措置費を改善すること。
 - 1 週四十四時間勤務体制確立のため、三年次分の予算化を図ること。
 - 2 非常勤保育を常勤化する。
 - 3 事務職員を全保育所へ置くこと。
 - 4 民間施設給与改善費を増額すること。
 - 5 管理費、事業費を増額すること。
 - 二、最低基準を改定すること。
- 保育定数を改善し、六対一を零歳児については三対一に、一歳児については、四対一とする。

- 三、特別保育対策を拡充すること。
- 1 乳児保育対策を充実すること。
- 2 障害児保育費を充実すること。
- 3 長時間、夜間保育対策を充実すること。
- 四、退職共済制度を大幅に改善すること。

第六号 昭和五十七年十二月二十八日受理
保育所振興対策の確立に関する請願(三通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 阪基彰雄 外
一万五百二十三名

紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七号 昭和五十七年十二月二十八日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 山形市荒橋町一ノ一三ノ四 秋葉 恵美子 外二千五百十四名
紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第八号 昭和五十七年十二月二十八日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市住吉町一五ノ二〇
磐井君枝 外七千五百名
紹介議員 森山 眞弓君

- 一、保育料を軽減すること。
- 二、十人きざみの保育単価を設定し、実施すること。
- 三、職員の格付是正と受持定数の改定を行うこと。
- 四、公立保育所の適正配置と公私格差の是正を行うこと。
- 五、ベビーホテル廃絶のための対策を樹立すること。

理由

(一)保育料は、市町村長によつて定められているが、しかし、そのもとになるものは、国の保育所徴収基準額によるとされている。徴収基準額は、保育所にかかる経費に保育単価の年々の増額に伴つて値上げされ、いわゆるリンク制がとられている。一方、徴収に対する階層区分は、保護者の所得課税額に依りて決められているので、昭和五十二年以来の減税施策がなされたため、階層が漸次上に移り、負担は二重に重くなつてきている。また、保育料の負担増に耐えかねて退所を余儀なくされるケースも増え、これが、民間保育所の定員割れにも拍車をかけている。国の徴収基準額の軽減化と併せて、徴収基準額決定方式の再検討を強く望むものである。(二)現行の保育単価は、園児三十人きざみの定員別に設定され、中間の定員では、不足額が生ずる仕組みになつてきている。乳幼児人口の変動等によつて地域の実情に見合つた定員の設定及び定員変更をしたくともきめ細かな設定ができず、経営の不安定の一因ともなつてい。既に東京都は、他府県に先駆けて十人きざみの保育単価を設定して、きめ細かい運営の施策を実施し、効果をあげている。かねてより要望している定員定額制が実施されれば、この問題は解消されるが、その早急な実現が難しい現状では、改善の方法として十人きざみの保育単価の実

施を望むものである。(三)保育単価のなかに見込まれる保育所職員の給与は、国家公務員俸給表によつて算定されているが、各職種とも、その格付は、極めて低く押えられている。特に所長給は、行政職(一)の五等級八号俸(十八万六千三百円)が算定され、国家公務員行政職俸給表(二)の適用職員の平均俸給額にも及ばず、係長級より低い状態である。職務内容からみても、当然四等級の格付を望むものであり、保育等職員についても同様である。また、保育の子どもを受け持つ人数は、保育界からの再三の要望にもかかわらず、昭和四十四年度以降改定されていないが、子どもひとりひとりに目が届く保育をするために、早急な保育の受持定数の改定を望むものである。(四)公立保育所の適正配置と公私格差是正「ベビーホテル廃絶のための対策樹立」などの事項は、民間保育事業振興のために早期に実現する必要がある。

第二〇号 昭和五十八年一月六日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)

請願者 京都市上京区九太町通智恵光院西
入社団法人京都市保育園連盟内
櫛引雄次郎 外一万六千八百九十二名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二一号 昭和五十八年一月六日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 難波巖 外千二百七十七名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二二号 昭和五十八年一月六日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 堀籠功 外四千七百四十六名

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 堀籠功 外四千七百四十六名
紹介議員 大石 武一君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二五号 昭和五十八年一月七日受理
じん肺法改正に関する請願

請願者 横浜市鶴見区豊岡町一ノ四ノ五
清水敏雄 外四百七十五名
紹介議員 前島英三郎君

昭和五十四年四月の粉じん障害防止規則の制定以後も、じん肺患者は減少せず、逆に深刻な事態が起きており、また、昭和五十三年のじん肺法の改正施行後、幾多の難点が生じている。ついで、次の事項を内容とするじん肺法の改正等を図らるたい。

- 一、じん肺法のなかに災害補償を含めること。
 - 二、じん肺法のなかに粉じん障害防止規則を含めること。
 - 三、じん肺管理区分二及び三の者に相当する補償を行うこと。
 - 四、循環器、内部臓器系を合併症とすること。
 - 五、じん肺結核合併症は管理四とすること。
 - 六、粉じん職場を離職した者の定期健康診断を無料を実施すること。なお、管理一を年一回、管理二は年二回、管理三については三箇月ごとにを行うこと。
 - 七、じん肺管理区分の決定通知書が該当者に届くまでの期間を短縮すること。
 - 八、じん肺管理区分の決定通知は事業場においても該当者に対し基準局長が直接送付すること。
- 理由 (一)じん肺症は、今日の進歩した医学をもつてしても、特定の根治療法のない不治の疾患であり、また、その全身的影響は個体の抵抗性の減弱につな

がり、特に、呼吸器系循環器系に対する外因性及び内因性侵襲による負荷は全身の消耗性疾患として究極的に寿命を短縮し死亡につながる不可逆性の職業病である。よつて、じん肺の病態、重症度、機能障害の程度、生活能力損耗の程度などを勘案したじん肺障害補償制度をじん肺法のなかに含める必要がある。(二)じん肺患者は日本の発展成長を支えるために踏台にされてきた者であり、じん肺の重症患者(管理四)は全国に約二十万人と推定されている。粉じん障害防止規則はこのような重症患者を出さないために、また、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止し健康管理のための適切な措置を講ずる目的をもつて制定されたものであり、粉じん障害防止規則をじん肺法のなかに含めることによつて一層の強化を図ることができ(三)現在、管理区分三の者への援護措置制度が制定され、教育訓練を行うことが義務づけられ対象労働者に対する転換手当を法定しているが粉じん作業所で職場転換することは無理である。まして、じん肺患者は肺機能が低下しているため、労働能力も、低下している。よつて、労働能力の低下分の補償を行い職業の転換を図り症状を悪化させないよう措置する必要がある。(四)粉じん作業と各種臓器との関係についての文獻的な検討結果や、粉じん作業者を対象としたいくつかの大規模な疫学調査結果は悪性腫瘍発生の高度な危険性を認めている。同じようにじん肺患者は長年にわたる薬物服用のために胃腸障害、肝、胆のう等の障害の発生率が高くなつてゐる。これらは粉じん作業と各種臓器の悪性腫瘍の発生に相関性を認めるものと考えられるので、循環器、内部臓器系を合併症とする必要がある。(五)肺結核は、現在の進んだ医学では治療することが明らかにされてゐるが結核菌におかされた肺胞は菌が死んでも元どおりに回復しないで、じん肺と同じように石灰化する。このため、肺が弱いので菌が再発しやすく結核が治癒したじん肺患者を死亡後解剖した結果、結核が発見された例が何例もある。じん肺症に合併した結核は治療することがないので、結核合併

症は管理四とする必要がある。(六)じん肺は粉じん暴露中止後においても病状の進展、増悪が認められるため、離職後もじん肺患者の定期的健康診断が必要である。また、症状を促進させないための予防と早期治療のためにもこれが必要である。(七)申請時より管理区分決定通知が本人に届く期間が相当に長く管理四に決まつても通知がないため治療が行われない。(八)事業所経由では事業主が該当者に管理区分の内容を通知しないので管理四の通知が事業所に届いているにもかかわらず、本人は知らずに働いている例が多い。

第二六号 昭和五十八年一月七日受理
請願者 岐卓泉 大野郡丹生川村折敷地三八
〇ノ一 灘井武久 外二百五十三名

紹介議員 前島英三郎君

保育器内の不適切な酸素投与によつてR.L.F.(未熟児網膜症)にかかり失明、又は失明に脳性麻痺を合併した障害児の多くは、障害児であるということだけで、子どもの世界や地域、家庭から切り離されたところにいる。障害児といわれる子どもを育てる苦しさは、子どもに障害があるという理由によるものではなく、障害児を、障害児として社会の片隅に追いやつてしまふ偏見の目であり、そうした人間関係や教育・社会構造によるものである。また、障害児・者に対しては、なんの対策もとられていないし、福祉とは、金を与えるだけのことであつたり、それも、ある種の団体に依存し、そこに補助金を出すことによつて福祉政策を賄つていくにすぎない。ついでには、障害者の全面参加と平等を目指し、障害児・者と健常児・者が歩み寄り、理解し合うような社会をつくるため、また、障害児・者の権利としての福祉を実現するため、次の事項について実現を図られたい。

一、すべての障害児・者に職業訓練の場及び職業

を保障すること。また、はり、あん摩、きゆうなど視覚障害者の職業の保護策とともに、障害者の職業を拡大し、雇用の促進、賃金・労働条件の改善を図ること。こうした諸策のため、大幅な予算措置を講ずること。なお、行政が積極的に障害者を雇用すること。

二、国はつくりだされている難病・障害—奪われていく人権—の立場から、医薬被害など、様々な公害によつて、生命、健康、人権が奪われている実態を明らかにし、それをなくすための原因の究明、対策及び治療体制の確立を図ること。R.L.F.については、新生児医療の総点検を行い、その医療格差を是正するとともに、医師・看護婦の研究制度を確立すること。

第三〇号 昭和五十八年一月七日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 花房寿美大
外五千九百二十一名

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三一号 昭和五十八年一月七日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 村上沖胤 外
五千三百十名

紹介議員 杉山 令肇君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三二号 昭和五十八年一月七日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 児玉勇一 外

二千八百六名
紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三三号 昭和五十八年一月七日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 福岡市中央区今川一ノ二一ノ二
一 清水和福 外一万七千七十七名

紹介議員 蔵内 修治君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六二号 昭和五十八年一月八日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 京都市上京区丸太町通智恵光院西
入社団法人京都市保育園連盟内
藤田ヒサエ 外五万三千五百七十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六五号 昭和五十八年一月十日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願(八通)
請願者 埼玉県所沢市元町二六ノ一八所沢
市社会福祉協議会内 二上佑五
郎 外八千七十名

紹介議員 名尾 良孝君

市区町村社会福祉協議会の法律上の地位を明らかにするため、社会福祉事業法の一部改正を行い、社会福祉協議会の拡充強化を図られたい。

第六七号 昭和五十八年一月十日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 古本良和 外
七千五百四十四名

紹介議員 高平 公友君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六八号 昭和五十八年一月十日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 今井秀雄 外
千四百十三名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六九号 昭和五十八年一月十日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市南一の沢町一ノ四
〇 斎藤一郎 外六千六百十八名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七六号 昭和五十八年一月十二日受理
学童保育制度の確立に関する請願
請願者 岡山市山下二ノ四ノ六岡山県議
会内 寺岡良忠
紹介議員 加藤 武徳君

第七七号 昭和五十八年一月十二日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 岡山県赤松郡瀬戸町下一四三 三
宅努 外二千八百四十三名
紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七八号 昭和五十八年一月十二日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 内藤一郎 外
一万九千四百四十一名

紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七九号 昭和五十八年一月十二日受理
保育所振興対策の確立に関する請願(二通)
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 佐藤良則 外
七千六百四十四名

紹介議員 川原新次郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第八〇号 昭和五十八年一月十二日受理
じん肺法改正に関する請願
請願者 北海道雨龍郡北龍町和二六ノ一
長谷部茂 外四百二十六名
紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第八三号 昭和五十八年一月十三日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 京都府綴喜郡田辺町松井ケ丘一ノ
一六ノ五 難波巖 外一万六千八
百二十四名
紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八四号 昭和五十八年一月十三日受理
保育所振興対策の確立に関する請願(二通)
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第九一〇号 昭和五十八年一月十四日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市戸祭一ノ四ノ一二
丸山茂夫 外七千五百名
紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九一五号 昭和五十八年一月二十一日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 稲葉信隆 外
二千四百六十一名
紹介議員 安孫子藤吉君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第九一六号 昭和五十八年一月二十四日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(七通)
請願者 名古屋市中南区山崎町三ノ三七 高
橋文子 外百一十一名
紹介議員 三治 重信君

第九一七号 昭和五十八年一月二十四日受理
基準看護制度発足以来二十四年経過し、基準看護指定病院ベッド数は、全国の病院総ベッド数の六割以上を占めている。現行基準看護指定病院への入院患者に対する付添看護婦等の容認は、病院が付添看護婦等の看護料を支給して、重篤患者に付添看護に当たらせることができる方法と、患者の家族が付添看護の方法が執られているが、原則として付添看護は認めないということになつてい

る。しかし、昭和五十七年四月十八日付朝日新聞による東京大学医学部付属病院分院の現状にみられるように、二百四十五ベッドのうち入院患者は、百七十五人と約七十パーセントであり、うち二十五・七パーセントに相当する四十五人の付添いが付き、少なくとも二十人は職業的付添看護婦という実情である。これは基準ができた当時と現在とでは、看護の量も極端に違い基準どおりの看護要員では行き届いた看護ができなくなつてい

ことを示唆している。このことはまた、社団法人日本臨床看護協会が実施した全国の看護婦家政婦紹介所のうち、百三十一事業所の回答を得たアンケート調査結果にも現われている。現行の基準看護制度下においてさえ、家族の付添いがままならない患者の依頼により、基準看護指定病院総ベッド数の実に三パーセントが稼動している現実は看過できるものではなく、また、依頼され紹介しても病院の指示により帰されることもあり、この数字は、患者・家族の要望と需要を満たすものではない。ついては、基準看護制度下にあつても、基準看護指定病院総ベッド数の五パーセントを開放し、患者の要望と自由意志による選択のもとに、付添看護婦等の看護活動が正式にできるような制度化し、実情に合った基準看護体制の確立を図らねばならない。

理由
(一)行き届いた看護が目的の基準看護制度は、人件費の上昇、社会的職業意識の変化により看護要員の絶対的不足を招き、医学の進歩による看護量の増加に伴い基準どおりの要員では満足な看護ができず、重篤・術後患者は、諸世話に付添看護婦等に切望し、病院側もその実情を認めている。(二)社

団法人日本臨床看護協会が実施したアンケート調査(百三十一事業所回答)による昭和五十七年一月一日より五月三十一日までの五箇月間の紹介件数は、全体の三〇・七パーセントが基準看護指定病院の入院患者への紹介となっており、これは、基準看護指定病院の総ベッド数の七十パーセントにあててみると、約三パーセントに相当し、紹介しても病院側より帰される場合や、紹介所で申込みを受けて断る場合も含めるとその要望はより多いものと思われる。基準看護制度下にある現在、この付添費用は全額自己負担で、本人・家族にもかなりの経済的負担となり、また、家族が付き添う場合は、肉体的・精神的負担となる。したがって、一般病院の付添看護料と同様に、各種健康保険における療養費扱いとなれば患者の経済的負担軽減の道が開かれるものと思われる。(資料添付)

第一五八号 昭和五十八年一月二十四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願

請願者 千葉市千葉港五ノ二五医療センター
1 内千葉県歯科医師国民健康保険組合理事長 佐瀬喜一
紹介議員 井上 裕君

国民健康保険事業運営については、昭和五十七年度予算編成時行われた大蔵、自治、厚生三大臣等の申合せ事項に基づいて、その抜本的検討が行われている。国民健康保険組合は、国民健康保険事業の先駆的役割を果たし本事業の発展に寄与し、更に近年同種同業の連帯意識が高まり被保険者の加入が著しく増加しつつあり一層効率的な事業運営が行われている。ついでには、国民福祉の一翼を担う国民健康保険組合の存立意義を認識しその組織基盤強化のため、次の事項について実現を図られたい。

一、国民健康保険組合の地域拡大並びに新增設
特に近時都市を中心に業種組合の地域拡大並びに新增設を希望する動きが活発化している。

国民健康保険組合は医療保険事業にとどまらず職域業域を構成する者がこの事業を通じて共同意識が助成され、ひいてはそれぞれの関係業界発展にも貢献しているもので、国民健康保険組合の地域拡大並びに新增設を認めること。

二、財政強化

1 昭和三十六年国民皆保険実施以来長年にわたり定率補助公営四十パーセント、組合二十五パーセントの格差のもとにおかれていたが、昭和五十二年国民健康保険法改正、翌昭和五十三年四月から組合定率補助のかき上げが行われ、その財源は臨時調整補助金の一部が振替えになった。この措置は今後も行われるであろうことは、国会審議の経過、附帯決議等からも明らかである。国民健康保険組合の臨時調整補助金は、公営の財政調整交付金に相当するものであつて、公営の現行臨時調整交付金とは性格を異にするものである。よつて、臨時調整補助金を増額し引き続き定率補助のかき上げを行い国民健康保険組合財政を強化すること。

2 高額療養費に対する二分の一補助を完全に実施すること。

第一六一号 昭和五十八年一月二十四日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願

請願者 千葉県柏市柏五ノ八ノ二社会福祉法人柏市社会福祉協議会会長 松崎良太郎 外二万五千二百二十一名
紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。
第一六二号 昭和五十八年一月二十四日受理
じん肺法改正に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡穂波町枝国五七四全 国じん肺患者同盟嘉穂支部内 江 淵亀吉 外七百八十八名

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一六三号 昭和五十八年一月二十四日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願

請願者 山形市旅籠町一ノ九ノ四五 石川 民 外十四名
紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六九号 昭和五十八年一月二十五日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(三通)

請願者 青森県南津軽郡大鰐町大鰐八八ノ一 山中アサエ 外四十七名
紹介議員 松尾 官平君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一七五号 昭和五十八年一月二十六日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都豊島区南長崎三ノ三五ノ八 長橋ベビー保育園内 田中隆子 外六千八百八十二名
紹介議員 宇都宮徳馬君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一八二号 昭和五十八年一月二十六日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願

請願者 鳥根県浜田市港町 江川トシ子 外十五名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一八三号 昭和五十八年一月二十六日受理
じん肺法改正に関する請願

請願者 群馬県碓氷郡松井町八城二八三

ノ六 山本俊雄 外二百三十八名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一八四号 昭和五十八年一月二十六日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願

請願者 千葉市千葉港四ノ三社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会会長 鈴木 民三 外一万四千名
紹介議員 白井 莊一君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一八五号 昭和五十八年一月二十六日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 徳島県海部郡海部町楡川 野畑美代子 外千七百五十九名
紹介議員 亀長 友義君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一八六号 昭和五十八年一月二十六日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 愛媛県西宇和郡三瓶町朝立二番耕 地一五〇ノ第二 井上ことみ 外四千四百八十八名
紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一八八号 昭和五十八年一月二十七日受理
じん肺法改正に関する請願

請願者 福岡県田川市鎮西東宝町一ノ六全 国じん肺患者同盟不知火支部内 桜川幸子 外五百九名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一九二号 昭和五十八年一月二十七日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 茨城県那珂湊市八幡町五ノ一四

紹介議員 堀川秀雄 外七千四百九十九名
岩上一二郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案

第二十七条第三項の表中「二五九、〇〇〇円」を「三〇七、〇〇〇円」とし、

第二十三条第一項第八
条第二項第七号若しく

号から第十号まで又は同一一九四、三〇〇円
は第八号に掲げる遺族

一四三、三〇〇円
一九四、三〇〇円

に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一
部改正)

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に
次の一項を加える。

3 前項の特別給付金を受ける権利を取得した
者であつて、当該特別給付金を受ける権利を
取得した日から十年を経過した日において同
項各号に掲げる給付を受ける権利を有するも
のには、特別給付金を支給する。
第四条第一項中「二十万円」とし「二十万円」
に改め、「六十万円」の下に、「同条第三項の特

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正
する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十
七年法律第百二十七号)の一部を次のように改
正する。

第二十三条第一項第八号又は同条第二項第
七号に掲げる遺族

第二十三号第一項第九号若しくは第十号又
は同条第二項第八号に掲げる遺族

別給付金にあつては百二十万円」を加える。

附則第二項中「同条第二項」の下に「又は第三
項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、昭和五十八年四月一日に同項の特
別給付金を受ける権利を取得する者に支給す
る当該特別給付金に係るものにあつては、同
年十一月一日とする。

附則第十六項中「昭和五十一年法律第二十二
号」を「昭和五十一年法律第二十二号。以下法
律第二十二号」という。に改める。

附則第十七項中「戦傷病者戦没者遺族等援護
法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律
第二十二号)」を「法律第二十二号」に改める。
附則第二十一項中「昭和五十四年法律第二十

九号」を「昭和五十四年法律第二十九号。以下
「法律第二十九号」という。に改める。

附則中第二十五項を第二十九項とし、第二十
四項の次に次の四項を加える。

25 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者
(昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病によ
り死亡した者を除く)の妻(婚姻の届出をし
ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に
ある者を含む)であつたことにより、昭和
五十八年四月一日において第三條第二項各号
に掲げる給付を受ける権利を有する者(戦傷
病者等の妻に対する特別給付金支給法による
特別給付金を受ける権利を取得した者を除
く)は、第二條に規定する戦没者等の妻と
みなす。

26 前項の規定により特別給付金を受ける権利
を有するに至つた者に交付する第四條第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和五十八年
十一月一日とする。

27 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六
日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、こ
れにより昭和四十八年四月一日以後に死亡し
た者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実
上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
であつたことにより、昭和五十八年四月一日
において第二條第一号又は第三号に掲げる給
付を受ける権利を有する者(戦傷病者等の妻
に対する特別給付金支給法による特別給付金
を受ける権利を取得した者を除く)は、第
三條第二項に規定する者とみなす。

28 昭和四十八年四月一日から昭和五十八年三
月三十一日までの間に死亡した法律第二十二
号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特
別給付金支給法第二條第一項に規定する戦傷
病者等又は法律第二十九号による改正前の戦
傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二
條に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出を
していないが、事実上婚姻関係と同様の事情
にあつた者を含むものとし、法律第二十二号

による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別
給付金支給法第三條第一項の特別給付金又は
法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の
妻に対する特別給付金支給法第三條第一項の
特別給付金を受ける権利を取得した者に限
る)であつたことにより、当該特別給付金
を受ける権利を取得した日から十年を経過し
た日(その日が昭和五十八年十月一日前であ
るときは、同日)において、第三條第二項各
号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、
同項に規定する者とみなす。ただし、法律第
二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対
する特別給付金支給法第三條第二項の特別給
付金を受ける権利を取得した者については、
この限りでない。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の
一部改正)

第三条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給
法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次
のように改正する。

第三条第五項中「次項」を「以下この条」に改
め、同条に次の一項を加える。

7 前項の特別給付金を受ける権利を取得した
者であつて、当該特別給付金を受ける権利を
取得した日から五年を経過した日において第
五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特
別給付金を受ける権利を取得した日から五年
を経過した日の前日までの間にその者と氏を
同じくする子又は孫を有するに至らなかつた
ものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「第六項」の下に「又は第七項」
を加える。

附則第二項中「又は第六項」を「から第七項ま
で」に改める。

附則中第三十八項を第四十五項とし、第三十
七項の次に次の七項を加える。
38 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者
(昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病によ
り死亡した者を除く)の父母又は祖父母で

あつたことにより、昭和五十八年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当する者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

39 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和五十八年九月三十日」と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和五十八年十月一日」とする。

40 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の父母又は祖父等であつたことにより、昭和五十八年四月一日において第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、第三条第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかった父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。）がいた父母等については、この限りでない。

41 前項の場合には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和五十八年十月一日」と読み替へるものとする。

42 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病によ

り死亡した者を除く。）の父母又は祖父等であつたことにより、昭和五十八年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかったもの（当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかった他の父母等が同年十月一日においている場合にあつては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかったものに限る。）は、第二条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。ただし、その者が他の事由により特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に關し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。

43 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和五十八年十月一日」とする。

44 附則第三十八項、第三十九項及び前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十八年十月一日とする。

附則
この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。ただし、第二条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定並びに第三条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正
第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律百五十八号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「二十五年」を「三十年」に改める。
（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）
第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和五十八年六月三十日」を「昭和六十三年六月三十日」に改める。
この法律は、公布の日から施行する。

（第二四号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二八号）
一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）
一、じん肺法改正に関する請願（第二三〇号）
一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願（第二三一号）
一、医療ソーシャルワーカーの資格法制化に関する請願（第二五二号）
一、療養担当手当の適用拡大に関する請願（第二五三号）
一、栄養士免許制度等存続に関する請願（第二五四号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二五八号）
一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願（第二五九号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二六〇号）
一、じん肺法改正に関する請願（第二九七号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二九八号）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三一五号）
一、てんかんの総合対策に関する請願（第三一六号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第三一九号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第三二〇号）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三二二号）（第三二五号）（第三二七号）（第三

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正
第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律百五十八号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「二十五年」を「三十年」に改める。
（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）
第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和五十八年六月三十日」を「昭和六十三年六月三十日」に改める。
この法律は、公布の日から施行する。

（第二四号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二八号）
一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）
一、障害児保育の充実等に関する請願（第二二八号）
一、調理師法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三号）
一、栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願

（第二四号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二八号）
一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）
一、障害児保育の充実等に関する請願（第二二八号）
一、調理師法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三号）
一、栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願

（第二四号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二八号）
一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）
一、障害児保育の充実等に関する請願（第二二八号）
一、調理師法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三号）
一、栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願

（第二四号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二八号）
一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）
一、障害児保育の充実等に関する請願（第二二八号）
一、調理師法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三号）
一、栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願

（第二四号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二八号）
一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）
一、障害児保育の充実等に関する請願（第二二八号）
一、調理師法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三号）
一、栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願

（第二四号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二八号）
一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）
一、障害児保育の充実等に関する請願（第二二八号）
一、調理師法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三号）
一、栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願

（第二四号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二八号）
一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）
一、障害児保育の充実等に関する請願（第二二八号）
一、調理師法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三号）
一、栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願

（第二四号）
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）
一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二八号）
一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）
一、障害児保育の充実等に関する請願（第二二八号）
一、調理師法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三号）
一、栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願

三四〇号

一、民間保育事業振興に関する請願(第三四三号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第三四四号)(第三四五号)

一、じん肺法改正に関する請願(第三四六号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三四七号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三五七号)

第一九九号 昭和五十八年一月二十八日受理
痴呆性老人対策に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 増田正敏

紹介議員 小山 一平君

本格的な高齢化社会へ急速に移行しつつあるなかで、老人福祉に対するニーズも多様化し、その充実強化は今や国民的な緊急課題となつてい。とりわけ、痴呆性老人の問題は、徘徊、幻覚等様々な異常行動を現すため、これらの老人を抱える家族にとつてはその介護が大きな負担となるが、専門的な医療、保健、介護等の援助体制及び施設の整備は著しく立ち遅れている。よつて、痴呆性老人の特性に適応した老人福祉対策を早急に講ずるよう強く要請する。

第二〇九号 昭和五十八年一月二十八日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡花揃八 伊藤義
明 外三千五百九十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二一〇号 昭和五十八年一月二十八日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 京都市上京区九太町通智恵光院西
入社団法人京都市保育園連盟内
川上清樹 外一万三千三百九十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二一八号 昭和五十八年一月二十八日受理
障害児保育の充実等に関する請願

請願者 大阪府高槻市芝生町一ノ三〇ノ一
三 仲谷武治 外四百九十九名

紹介議員 片山 甚市君

高槻市は、高度経済成長政策による人口の都市集中の結果、昭和四十年から同五十年までの十年間に二・五倍(二十万人増)という全国でも有数の人口急増をみ、現在では三十四万人の人口を有している。この急激な人口急増による小・中学校、幼稚園、保育所など教育、福祉施設の建設は、大きな財政負担をもたらし、その財源の多くを高利率の繰上債に依存せざるをえなかつたので、人口の伸びが鈍化した現在においても、人口急増期の借金の元利返済が、大きく財政を圧迫しており、昭和五十六年度決算では、公債費の経常収支比率は二十五・四パーセント、公債費比率は二十四・三パーセントと他都市と比較してはるかに高く、地方債現在高のうち利率が九パーセントを超えるものが二十七パーセントを占めている。そのため、文化・スポーツ施設をはじめ、公園や道路など都市基盤の整備が、他都市より著しく立ち遅れ、市民生活に大きな影響を及ぼしている。ついでに、次の事項の実現を図りたい。

一、障害児保育の充実を図るため、保育等の配置基準を改善すること。
二、学童保育の公的責任を明確にし、施設及び運営についての国庫負担を制度化すること。

第二二三号 昭和五十八年一月二十八日受理
調理師法の資格免許制度堅持に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 増田正敏

紹介議員 下条進一郎君

現行の調理師法は、調理師の資質の向上を図り、もつて食品衛生の向上と国民の健康づくりに資するため、資格免許制度をとつてい。しかるに、行政の簡素化、合理化の一環として、調理師の試験制度の見直しが検討されているようであるが、今後この試験を民間団体等へ委譲するなどの改正が行われた場合には、調理師の資質の低下を招き、ひいては食品衛生の向上等に重大な影響を及ぼす。よつて、現行調理師法の資格免許制度を堅持するよう強く要請する。

第二二四号 昭和五十八年一月二十八日受理
栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 増田正敏

紹介議員 下条進一郎君

現行の栄養士法は、栄養士及び管理栄養士の資質の向上を図り、国民の栄養指導を通して健康の保持、向上を期するため、資格免許制度をとつてい。しかるに、行政の簡素化、合理化の一環として、栄養士免許制度及び管理栄養士資格登録事務の見直しが検討されているようであるが、今後この制度が改廃された場合には、栄養士・管理栄養士の資質の低下を招き、国民の栄養行政に重大な影響を及ぼす。よつて、現行栄養士法の資格免許制度を堅持するよう強く要請する。

第二二七号 昭和五十八年一月二十八日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(一通)

請願者 長野県小諸市赤坂一ノ四ノ三塩
川看護婦家政婦紹介所内 塩川春
外三十一名

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二二八号 昭和五十八年一月二十八日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 大江義次 外
八千二百六十三名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二二九号 昭和五十八年一月二十八日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 三重県桑名市北寺町三ノ三 加
藤知宏 外二万三千八百八十九名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三三〇号 昭和五十八年一月二十八日受理
じん肺法改正に関する請願

請願者 岩手県和賀郡沢内町太野一ノ九ノ六
七全国じん肺患者同盟和賀本支
部内 高橋重太郎 外三百四名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第三三一号 昭和五十八年一月二十八日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡坂北村坂北村社会
福祉協議会内 柳澤右門 外二千
五百二十名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二五二号 昭和五十八年一月二十九日受理
医療ソーシャルワーカーの資格法制化に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

県議院内 高橋十一
紹介議員 長谷川 信君

医療ソーシャルワーカーは、社会福祉について専門的知識と技術を修得し、病氣や障害をもつ患者、家族が抱えている療養生活上の精神的、社会的、経済的な諸問題の解決に援助協力し、診療目的の達成上からも極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、現行では制度として確立されていないので、任用は医療機関等の裁量に委ねられており、社会的要請にも十分こたえられない配置の現状にあり施策の充実が強く望まれている。よつて、医療福祉事業の拡充のため医療ソーシャルワーカーの資格認定、配置基準の認定等について早急に法制化するよう強く要望する。

第二五三号 昭和五十八年一月二十九日受理
療養担当手当の適用拡大に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議院内 高橋十一

紹介議員 長谷川 信君
人口の老齢化、疾病構造の変化等に対処するため公私立医療機関とも適切、効率的な医療に努めているが、その経営は悪化している。特に、新潟県は豪雪、寒冷地域であり、医療機関の冬期暖房は不可欠のものであるが、昨今の光熱費の高騰は医療機関の経営を圧迫し一部患者負担の要因となっている。よつて、寒冷地医療機関の負担を軽減し、経営の健全化を図るため、北海道と同様に冬期暖房料に係る療養担当手当の適用拡大を図るよう強く要望する。

第二五四号 昭和五十八年一月二十九日受理
栄養士免許制度等存続に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議院内 高橋十一
紹介議員 長谷川 信君

法に基づく免許制度として社会的評価が確立し、長年にわたり国民の健康づくり、医療対策において

て栄養士の果たしている業績は大きく、今後とも栄養士の質的向上、国民の栄養行政の推進が要請されている。しかしながら、行政管理局は国の規制行政の見直しの一環として栄養士免許制度及び管理栄養士登録の改廃等を内容とした調査結果をまとめ、第二次臨時行政調査会に提言した。これは栄養士の社会的業績を軽視し、栄養改善行政の後退を招くもので容認できない。よつて、栄養行政の一層の推進を図るため栄養士免許制度及び管理栄養士資格登録については現行制度を存続するよう強く要望する。

第二五八号 昭和五十八年一月二十九日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三〇四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 水口政広 外
千五十九名

紹介議員 林 道君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二五九号 昭和五十八年一月二十九日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願
(八通)
請願者 新潟市東中通一番町八六社会福祉
法人新潟県社会福祉協議会会長
百川伝吾 外八百二十三名

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二六〇号 昭和五十八年一月二十九日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願
請願者 新潟市春日町四ノ六有限会社新潟
看護婦家政婦紹介所内 小川キ
ヨ 外二百名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二九七号 昭和五十八年二月一日受理
じん肺法改正に関する請願
請願者 東京都北区浮間二ノ一〇ノ二七全
国じん肺患者同盟東京支部内 森
藤佐武 外五百七十六名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二九八号 昭和五十八年二月一日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(三通)
請願者 大分県別府市光町一ノ三三昭
看護婦家政婦紹介所内 木許ツヤ
子 外四十六名

紹介議員 宮田 輝君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三一五号 昭和五十八年二月二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都練馬区練馬四ノ五ノ九
賀 来三男 外二千四百九十八名

紹介議員 前島英三郎君
近年の人工透析療法の普及と進歩により、かつては死を待たしなかつた腎不全患者が延命できるようになり、治療しつつ社会復帰することも可能となっている。また、腎臓移植の普及も腎不全患者に大きな希望を与えている。しかし、透析患者の急増が医療費の増大を招き、それが患者の治療と社会生活に新たな障害にならうとしている。この現状を改善するために、患者の諸問題を解決し、また、これ以上腎臓病患者を増やしてはならないという立場から、腎臓病の予防対策の強化、人工透析、腎臓移植治療体制の拡充、研究の促進、患者の生活保障、社会復帰対策の拡充など一貫した腎疾患総合対策の確立の必要性を提起して

きた。ついでには、次の事項の実現を図らねばならない。
一、腎臓病の治療、研究、情報収集などを行う総合センターを中央及び地方に設置するよう努力すること。
二、国民の皆検尿を完全に実施し、腎臓病の早期発見、早期治療体制の確立を図ること。
三、ネフローゼ、慢性腎炎患者などの生活の実態を理解し、医療費の軽減などの措置を講ずること。
四、国公立医療機関に人工腎臓を増設するなど、透析医療供給体制の整備、拡充を図ること。
五、腎臓提供登録者拡大のための広報活動を一層強化し、腎臓移植手術の実施病院、地方腎移植センターの整備など腎臓移植体制を拡充すること。
六、腎機能障害者の雇用対策を強化すること。

第三一六号 昭和五十八年二月二日受理
てんかんの総合対策に関する請願
請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ二ノ八
社会福祉法人全国心身障害児福祉
財団内社団法人日本てんかん協会
内 斉藤仁 外三百三十三名

紹介議員 前島英三郎君
てんかんは、古い時代から多くの者を悩まし続け、現在、我が国にもおよそ百万人の患者児がいるといわれているが、その年齢、症状等も様々であり、脳神経の慢性病としての総合的対策が必要である。しかしながら、長い間誤解と偏見のなかにあつたため、政府の対応が遅れ、障害の軽減及び社会参加の道が阻まれていた。最終的には、法制度の改正も含めた根本的対策が必要であるが、現制度のもとにおいても可能な施策はかき出される。ついでには、これらの施策に早急に着手し、てんかんに悩む者とその家族の苦しみを少しでも取り除くよう、総合施策の一環として、次の事項について実現を図らねばならない。

一、てんかんに悩む者の医療・福祉を充実するた

めに、次の措置をとること。

- 1 法制的見直しを含めて、てんかんの総合対策への準備を開始すること。
 - 2 地方医務局を単位に一つ以上、高度の医療・研究・研修及びリハビリテーションの機能をもつ専門病院(てんかんセンター)を設置すること。また、国立病院にてんかん外来を設置すること。
 - 3 国立療養所静岡東病院及び国立寺泊療養所の内容充実を更に図ること。特に、リハビリテーション部門を、人員配置を含めて早急に充実すること。
 - 4 国立神経センターの発作性疾患部門を昭和五十八年度に開設すること。
 - 5 てんかんに関する研究費を大幅に増額すること。特に、疫学調査の研究班を構成するとともに、職能評価についての研究を進めると。
 - 6 保護帽の開発を更に進めるとともに、新たに保護床素材についても開発を開始すること。
 - 7 各種福祉施設におけるてんかんに悩む者の受入れを円滑に進めるため、加算方式等の具体的方法を講ずること。
 - 8 保健所に、てんかんに関する専門職員を配置すること。
 - 9 医師を含む専門職員の養成及び再研修を強力に推し進めるため、その機会と場を保障すること。
- 二、てんかんに悩む者の就労の機会と場を保障するため、次の措置をとること。
- 1 公営職業訓練校における受入れを積極的に図ること。
 - 2 国立療養所静岡東病院及び国立寺泊療養所に近接する地に、職能訓練施設を設置すること。
 - 3 公共職業安定所のなかに、てんかんに関する専門相談員を配置すること。
 - 4 職域開発をし、相談体制をつくること。

5 てんかんに悩む者の就労についての研究を行うこと。

6 専門職員の養成及び研修を強力に推し進めると。

第三一九号 昭和五十八年二月二日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会内 森田信行 外 千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三二〇号 昭和五十八年二月二日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(七通)

請願者 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納一 一 三愛家政婦紹介所内 儀保信子 外九十五名

紹介議員 大城 眞順君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三二二号 昭和五十八年二月二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県安中市上後閑九六〇 中島 香代子 外六千九百九十九名

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三二五号 昭和五十八年二月二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都渋谷区富ヶ谷一ノ四二ノ二 森義昭 外二千四百九十一名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三二七号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 鳥取市卯垣 天良智代子 外六百名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三四〇号 昭和五十八年二月三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町谷津田雨鼻四 一 田中義一 外四千四百二十一 名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三四三号 昭和五十八年二月三日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 秋田市仁井田仲谷地二八四社会福祉法人雄仁会あおぞら保育園内 上村清一 外二千二百二十名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三四四号 昭和五十八年二月三日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 秋田市仁井田仲谷地二八四社会福祉法人雄仁会あおぞら保育園内 上村清一 外千四百三十四名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四五号 昭和五十八年二月三日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 佐賀市鬼丸町七ノ一八佐賀県保育協議会内 牧竜典 外三千四百九十九名

紹介議員 大坪健一郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四六号 昭和五十八年二月三日受理
じん肺法改正に関する請願

請願者 秋田県大館市軽沢下岱三〇秋田 労災病院内 浜崎義雄 外二百一十二名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第三四七号 昭和五十八年二月三日受理
てんかんの総合対策に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ二ノ八 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団内社団法人日本てんかん協会内 高田康範 外千名

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三四八号 昭和五十八年二月三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二百八通)

請願者 石川県金沢市泉が丘一ノ四ノ五 武部友勝 外二千七十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三四九号 昭和五十八年二月三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡塩田町新村 大久保 喜善 外七百九十九名

紹介議員 大坪健一郎君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五〇号 昭和五十八年二月三日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福井市福新町一、二〇一 佐々木 俊二 外九百九十九名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五一号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田市八橋下八橋七六ノ一 鈴木
静枝 外千六百五十四名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五二号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本市新生一ノ二ノ四〇 坂下
忠 外七千三百四十三名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五三号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都板橋区大和町二九ノ四 小
名力雄 外二千四百十三名

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五四号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県高松市木太町二〇ノ一、八
四二ノ一一 岡田一木 外十名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五五号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福井市高木中央二ノ二、五〇ノ一
三 佐々木誠一 外九百九十九名

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五六号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府枚方市禁野本町一ノ七ノ二
〇 表生田清水 外五千七百五十
三名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五七号 昭和五十八年二月三日受理

てんかんの総合対策に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ二ノ八
社会福祉法人全国心身障害児福祉
財団内社団法人日本てんかん協会
内 黒川靖子 外千名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

[The main body of the page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document.]

昭和五十八年二月十九日印刷

昭和五十八年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局